

遊佐町中学校部活動地域クラブ化ガイドライン
(案)

令和 7 年 3 月
遊佐町教育委員会

1 ガイドライン設定の趣旨

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が加速する中、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

今後、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

そこで、本ガイドラインは令和5年3月に策定された山形県教育委員会の「山形県における部活動改革のガイドライン」（以下「県ガイドライン」という）の内容を踏まえ、遊佐町として生徒がスポーツ・文化活動に継続して親しむ機会を確保することを目指し、新たな地域クラブ活動を整備するために設定する。

1 遊佐町の部活動地域クラブ化の方向性

- (1) 生涯スポーツ活動・生涯文化活動の位置づけとして、スポーツ及び文化活動に親しむための場を提供することを目的とする。
- (2) 令和7年度4月までの地域クラブ化を目指す。

2 学校部活動

(1) 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として行われるものである。

学校や地域の実情に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制を整えられるようにする。

(2) 運営

①部活動数の精選

校長は、生徒数や教職員数を踏まえ、適正な数の部活動を設置する。

②複数顧問の配置

可能な限り複数顧問制とし、一人に業務が集中しないように図る。

③合同部活動の取り組み

設置している部の部員数が少なく、十分な活動ができない部活動については、他市町の中学校と合同で活動を行うことができるように連携を図る。

(3) 活動時間及び休養日の設定

県ガイドライン及び遊佐町中学校部活動等ガイドライン（以下「町ガイドライン」という。）に準じ以下のとおりとする。

①県ガイドライン

部活動は平日のみとし休日は原則行わない。（中体連主催大会等へ学校単位での参加を除く）

②町ガイドライン

・令和6年度まで

平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも1日以上休養日とする。活動時間は、授業日は長くとも2時間程度とする。週休日は長くとも3時間程度とする。

・令和7年度から

部活動は平日のみとし休日は原則行わない。平日の休養日及び活動時間は令和6年度までと同じとする。

(4) 指導者

①外部指導者の発掘

校長は指導の充実をはかるため、外部指導者の発掘に努める。

②指導者の資質向上

町及び校長は、指導者について技術指導だけでなく、学校での活動の教育的意義を理解した指導者を確保・育成するため、山形県教育委員会、公益財団法人山形県スポーツ協会等の研修会への参加を顧問及び指導者へ呼びかける。

3 新たな地域クラブ

(1) 環境整備

部活動の地域クラブ化の運営団体は「遊佐町総合型スポーツ文化クラブ 遊's」(以下「遊's」という)が担い、コーディネーターを配置する。

①体制整備

○町、学校関係者、地域スポーツ団体、文化芸術団体、保護者代表、コーディネーター等からなる検討会議を開催し、休日の部活動及び平日の部活動、また課題等が生じた際に解決に向け協議検討を行う。

○令和7年4月から、まずは休日から地域移行することとし、休日に活動を希望する部活動は地域クラブでの活動とする。可能な部活動は、平日についても地域クラブでの活動を行う。

○休日と平日の活動で指導者が異なる場合、部活動指導者と地域クラブ指導者の2者間で活動目標を共有する。また、保護者も含め活動について連絡体制を整えるように努める。

○他市町の中学校と合同で活動を行っている部活動、または今後必要となる部活動については、該当市町と関係団体が協議の上、活動に関する事項の取り決めをする。

○町、学校、地域クラブは各団体間で情報共有を図るよう努める。そのため、定期的に情報交換の場を設けることとする。

②実施団体

○地域クラブ活動の実施団体は、各部活動毎に検討し、受入れ先の地域クラブと協議を行った上で教育委員会及び校長が認めた別表1のとおりとする。

○地域クラブ化後は、部活動と地域クラブ間で情報を密に共有するよう努める。コーディネーターは、部活動・地域クラブの連絡調整や協議の補助を行うこととする。

(2) 活動体制

地域クラブ活動については、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間、休養日等を設定する必要がある。生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、また部活動の受け皿であることを考慮し、原則は町ガイドラインに準じる。部活動と地域クラブの活動は、一日にどちらかの活動のみとする。

①遊's・スポーツ少年団が実施主体の場合

原則は町ガイドラインに準じる。

②民間団体が実施主体の場合

原則は町ガイドラインに準じる。

※ただし指導者の勤務等の都合により平日の活動が難しく、土曜日、日曜日の両日で活動を希望する場合は、平日に3日以上休養日を設定することとする。3連休の場合は最終日を休養日とする。活動時間においては町ガイドラインに準じる。

③地域クラブへの参加

活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる点は、学校部活動と同様であるため、地域クラブに加入することについては強制することはない。

④指導者

○指導者の確保

地域クラブの持続可能な活動ができるよう、町・中学校・運営団体・実施団体は指導者の発掘に努める。また、教職員が地域クラブでの指導を希望する場合は、「遊佐町公立学校処務規程」に準じ兼職兼業の届出により許可する。その際、業務への影響、健康への配慮など学校運営に支障がないことを検討し、校長へ事前確認を得た上で許可するものとする。町職員においても「営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則」に準じ、地域クラブに従事できるよう取り組むこととする。

○指導者の質の向上

指導者は町ガイドラインに準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的なトレーニングや練習方法を導入する。また、必要に応じて山形県教育委員会、公益財団法人山形県スポーツ協会等が実施する研修会に参加し、部活動の教育的意義の理解に努めるとともに、広い知識や技能習得に努める。

⑤会費

会費は受益者負担を原則とする。町は、持続可能なクラブ活動と保護者の負担軽減のため、地域クラブへの支援を検討する。

⑥保険の加入

地域クラブは、指導者や生徒に対して、自身の怪我等を保証する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

3 大会等の在り方

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

①中学校部活動・地域クラブの対応

○校長及び地域クラブは、学校単位の大会（中体連主催大会）及び地域クラブも参加できる大会等、参加機会がある大会について生徒が参加できるよう配慮する。

（中体連主催の大会にも地域クラブでの参加が可能となりつつあるため、競技ごとの規程に従い参加することも検討する。地域クラブで中体連主催大会に参加する場合は、部活動関係者と受け皿となる地域クラブ間において協議をすること。）

○校長及び地域クラブは、生徒の心身や保護者の金銭的・時間的負担が過重にならないように、大会の参加数を検討する。

②大会の引率

中体連主催大会以外の週休日に行われる大会は、地域クラブでの参加を原則とし、できるだけ教職員等が引率しないようにする。中体連主催大会においても、部活動指導員が引率するなど教職員が引率しないよう配慮する。

③町の対応

町は、中体連主催大会について部活動・地域クラブどちらからの参加に関わらず、従来通りスクールバスの利用を継続できるよう努める。

4 安全・安心な地域クラブ活動

(1) 施設管理

①町及び校長の責務

町及び校長は、地域クラブが安全に体育施設を利用できるように施設を適切に管理する。必要に応じて修繕等の対応を行う

②地域クラブの責務

地域クラブは、活動中に施設の不具合等があった場合は、町または校長に報告する。

(2) 生徒の健康管理

①町の責務

町は、地域クラブが本ガイドライン及び町ガイドラインを遵守して活動しているか、また生徒が保険に加入しているか把握するように努める。地域クラブが適切な活動をしていないことを把握した場合、当該団体に聞き取り等を行った上で、支援の取り消し等を検討する。

②地域クラブの責務

○地域クラブは、生徒が安心してクラブ活動に取り組めるように、ハラスメント等に十分注意して指導を行う。

○生徒の健康に留意し、過度なクラブ活動とならないよう練習量を調整したり、休養させたりするよう対応する。

○練習中に事故やケガを負った場合は、軽微な場合でも保護者に報告する。

③コーディネーターの責務

○コーディネーターは、地域クラブの活動状況の把握に努め、必要に応じて町に活動状況の報告を行う。

別表 1

部活動	受け皿となる団体
野球	遊佐町総合型スポーツ文化クラブ「遊' s」
陸上	BEASRunningacademy
ソフトテニス	ソフトテニスクラブ
男子バスケットボール	YUZA HOME COURT
女子バスケットボール	YUZA HOME COURT
バレーボール	スポーツ少年団
卓球	遊佐町総合型スポーツ文化クラブ「遊' s」
剣道	スポーツ少年団 or 遊' s
柔道	スポーツ少年団
水泳部	酒田水泳教室
吹奏楽	遊佐町総合型スポーツ文化クラブ「遊' s」